

誓約書

申請者（届出者）は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者（届出者）の住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者名）

群馬県知事 様

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第62条第1項第2号イからヌの概要

- イ 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ハ 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、暴力団対策法、刑法その他の法律に違反して罰金の刑に処せられ、一定の期間を経ない者
- ニ 解体業（破砕業）の許可、廃棄物処理法等に基づく許可を取り消され、一定の期間を経ない者（法人の場合は、その役員も含む。）
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある者
- ヘ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者
- ト 未成年者の場合、その法定代理人がイからへに該当するもの
- チ 法人の場合で、その役員又は契約締結権限のある使用人等がイからへに該当するもの
- リ 暴力団員又は暴力団員であった者で一定の期間を経ない者によって事業活動が支配されている法人
- ヌ 個人の場合で、契約締結権限のある使用人等がイからへに該当するもの

注)「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者をいい、いかなる名称であるかに関係なく、法人に対しこれらの者と同程度以上の支配力を有する者を含む。